平成２３年（フ）第３３７号
静岡県伊東市宇佐美613番地の４　豊田荘Ｃ号、前住所静岡県熱海市緑ガ丘町15番１号笹良ヶ台市営住宅３棟503号
債務者　福田　　仁
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
静岡県駿東郡清水町堂庭232番地の３
債務者　島　　律夫
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
静岡県沼津市東椎路1660番地の１　中尾団地Ｊ３棟202号
債務者　長尾　正和
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７０号
名古屋市西区山木１丁目168番地　ファミリアーレ山木305号
債務者　鬼頭　幸枝（旧姓國枝）
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６６９号
大阪府八尾市山城町３丁目９番９号
債務者　坂本　邦夫
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３９号
大阪市城東区成育２丁目２番14―501号、前住所大阪市城東区今福南４丁目12番22号
債務者　松本　　力
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６０号
大阪府枚方市星丘３丁目３番31号
債務者　安孫子　徹（旧姓樋上）
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０８号
大阪市淀川区東三国６丁目１番39―210号、事業所所在地大阪市中央区平野町１―６―８―607
債務者　ザンクこと　倉本　芳夫
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３６号
大阪府摂津市千里丘１丁目11番20―501号
債務者　柏木　良祐
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８６号
大阪府八尾市青山町５丁目２番７―306号
債務者　内橋　伸公
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２７号
大阪市西成区千本北２丁目32番５号
債務者　新井しのぶ
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３７号
大阪府豊中市永楽荘２丁目１番23号
債務者　萬代美惠子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０６号
大阪府東大阪市小若江４丁目７番２号
債務者　松井朋和こと　朴　　朋和
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３６号
大阪府茨木市東奈良３丁目15番18号
債務者　西岡　昭代
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４５号
大阪市平野区加美西２丁目12番26号、前住所大阪市都島区東野田町４丁目17番８号
債務者　南　　茂樹
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４６号
大阪市平野区加美西２丁目12番26号、前住所大阪市都島区東野田町４丁目17番８号
債務者　南　　廣子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５１号
大阪府池田市神田２丁目10番４―302号
債務者　西岡　亨子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７２号
大阪市港区八幡屋１丁目１番４―301号
債務者　松岡　大吾
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部